

# Press Release

平成 28 年 2 月 2 日  
日本公認会計士協会  
日本税理士会連合会  
日本商工会議所  
企業会計基準委員会

## 改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について

日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係 4 団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」（以下「委員会」という。）は、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）の見直しを行い、1 月 26 日の委員会においてその公表が承認されましたので、本日、改正「中小企業の会計に関する指針」を公表いたします。

関係 4 団体においては、我が国の経済の好循環を実現していくためには中小企業の果たす役割が重要であると認識しております。この点を踏まえ、中小会計指針を取引実態に合わせたより利用しやすいものとするために、継続的に見直しを行っており、今回の見直しもその一環です。これにより、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 今回の改正における改正点

今回の改正では、誤謬の訂正の注記において、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行わない場合には、当該注記が要求されないことを明確化しました（第 82 項）。また、重要性の原則（第 9 項(2)）、固定資産の減損会計（第 36 項）、税効果会計（第 61 項）に関する記載についても明確化を図る観点から見直しを行いました。これらの見直しは、従来の取扱いについて変更することを意図したものではありません。

なお、各項目の改正の趣旨につきましては「別紙」をご参照ください。

### 2. 「今後の検討事項」（資産除去債務）の取扱いに関する検討

企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」（以下「資産除去債務会計基準」という。）では、有形固定資産の除去に関して法令等で要求される義務（例えば、不動産の賃貸借契約における原状回復義務や建物等のアスベストの除去義務など。以下「資産除去債務」という。）についての会計処理を定めています。

資産除去債務会計基準については、改正後本文 60 ページの「今後の検討事項」において「本指針における資産除去債務の取扱いについては、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。」としております。

委員会は、資産除去債務会計基準が金融商品取引法適用会社等に対して適用されてから5年が経過したことを勘案し、今後、「今後の検討事項」として記載しております資産除去債務を「各論」の一項目として取扱うかどうかについて、中小企業関係者の意見を踏まえ、コスト・ベネフィットも考慮して検討を行っていくことを考えております。

<お問い合わせ先>

日本公認会計士協会	<a href="http://www.jicpa.or.jp">http://www.jicpa.or.jp</a>	(小 粥 : 03-3515-1160)
日本税理士会連合会	<a href="http://www.nichizeiren.or.jp">http://www.nichizeiren.or.jp</a>	(藤 田 : 03-5435-0937)
日本商工会議所	<a href="http://www.jcci.or.jp">http://www.jcci.or.jp</a>	(大 山 : 03-3283-7844)
企業会計基準委員会	<a href="http://www.asb.or.jp">http://www.asb.or.jp</a>	(宮 治 : 03-5510-2723)

(各項目の改正の趣旨)

今回の改正項目は、いずれも中小会計指針における従来の取扱いについて明確化を図ったものであり、従来の取扱いの変更を意図したものではありません。

1. 重要性の原則

重要性の原則が中小会計指針のすべての項目に適用され、各論に特段の記載がなくとも、重要性の乏しい項目に関しては簡便な会計処理の方法によることを明確化したものです（第9項(2)）。

2. 固定資産の減損損失

固定資産の減損を行わなければならない場合について、会社計算規則第5条第3項第2号の記載に合わせて、「予測することができない減損が生じたとき又は減損損失を認識すべきとき」（下線部分を追加記載）と明確化したものです（第36項）。

なお、中小会計指針では、第36項第2段落以降で減損損失を認識すべき場合を例示していますが、今回の改正により、固定資産の減損に係る会計基準が適用される場合を限定している従来の取扱いについての変更を意図したものではありません。

3. 税効果会計（一時差異に重要性がない場合の取扱い）

一時差異に重要性がない場合の取扱いについて、「要点」の記載と整合性を図るため、「一時差異に重要性がない場合には繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しないことができる」とするよう表現を変更したものです（第61項(5)）。

4. 誤謬の訂正に関する注記

中小会計指針を適用している会社が、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行わない場合には、個別注記表における誤謬の訂正に関する注記は必要ないことを明確化したものです（第82項）。

以 上

平成 28 年 1 月 26 日現在

## 「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会名簿

(敬称略)

委員長	安藤 英義	専修大学大学院教授
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	森 公高	日本公認会計士協会会長
	神津 信一	日本税理士会連合会会長
	久貝 卓	日本商工会議所常務理事
	小野 行雄	企業会計基準委員会委員長

(オブザーバー)

	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	田原 泰雅	金融庁総務企画局企業開示課長
	吉村 直泰	中小企業庁事業環境部財務課長

平成 28 年 1 月 26 日現在

## 「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会 専門委員

(敬称略)

安藤 英義 専修大学大学院教授

弥永 真生 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

浅井 万富 日本公認会計士協会常務理事

中川 隆之 日本公認会計士協会常務理事

伊藤 眞 日本公認会計士協会中小企業会計専門部会長

瀬上 富雄 日本税理士会連合会専務理事

清田 明弘 日本税理士会連合会常務理事

小越 信良 日本税理士会連合会理事

荒井 恒一 日本商工会議所理事・産業政策第一部長

委員長 新井 武広 企業会計基準委員会副委員長

板橋 淳志 企業会計基準委員会ディレクター

宮治 哲司 企業会計基準委員会専門研究員

(オブザーバー)

野澤 大和 法務省民事局付

徳重 昌宏 金融庁総務企画局企業開示課企業会計調整官

佐藤二三男 中小企業庁事業環境部財務課税制企画調整官